

## 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 会員規程

### (目的及び意義)

- 第 1 条 この規程は、定款第 6 条第 4 項に基づく寄附金等取扱規程第 3 条第 3 項及び定款第 50 条の規定による公益財団法人京都市文化観光資源保護財団（以下「本財団」という。）の会員に関する必要な事項を定めるものとする。
- 2 本財団会員は、寄附協力者であり、会員の意見・行動等は本財団を代表するものではない。

### (会員の種別)

- 第 2 条 会員とは、定款第 6 条第 4 項に基づく寄附金等取扱規程第 2 条第 1 号に定める一般寄附金（以下「寄附金」という。）を寄附した団体及び個人とし、以下の各号に定める 3 種とする。
- (1) 特別会員 総額 50 万円以上を寄附、またはこれに相当する物品を寄贈した団体及び総額 10 万円以上を寄附、またはこれに相当する物品を寄贈した個人。
- (2) 普通会員 総額 10 万円以上を寄附またはこれに相当する物品を寄贈した団体及び総額 2 万円以上を寄附、またはこれに相当する物品を寄贈した個人。
- (3) 賛助会員 前各号に該当しない寄附をした団体及び個人。

### (会員の登録と抹消)

- 第 3 条 会員は、以下に定める手続き等をもって登録するものとする。
- 2 会員は、寄附金の納入と住所、団体名・氏名、電話番号の本財団への届出をもって会員名簿への登録とし、月単位で登録し、寄附受納日が属する登録月からとする。
- 3 会員としての登録期間は、以下の各号のとおりとする。
- (1) 特別会員 永年
- (2) 普通会員 3年間
- (3) 賛助会員 1年間
- 4 次の各号いずれかの場合には、会員登録を抹消する。
- (1) 会員登録抹消の申し出が会員本人又は代理の親族からあったとき
- (2) 普通会員において、3年間寄附金が納入されていないとき
- (3) 賛助会員において、1年以上寄附金が納入されていないとき
- 5 いったん納入された寄附金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(受領書、礼状等の送付)

第 4 条 会員としての寄附金が納入された時は、別に定める寄附金等取扱規程第 7 条に規定する受領書、礼状等を送付する。

(会員への特典等)

第 5 条 本財団は、会員に対し以下のことを行う。

- ① 会員は、本財団の運営につき意見を述べることができる。
- ② 会報及び活動報告書の送付

本財団は、定期刊行物としての会報並びに年次の事業報告及び会計報告を掲載する活動報告書を作成し送付する。但し、会員本人からの申し出があった場合には、送付しないものとする。

- ③ 会員事業、文化観光資源保護普及啓発事業及び刊行物等の案内

本財団は、会員に対する特典として、会員事業への招待・案内及び本財団が実施する文化観光資源保護普及啓発事業への招待・優先参加機会の提供、刊行物等の案内を、必要に応じ行う。

○本財団は会員の種別に応じ、以下の便宜をはかることができる。

- ・特別会員、普通会员・・・会員事業、文化観光資源保護普及啓発事業及び刊行物等の招待・優先案内
- ・賛助会員・・・・・・・・・・会員事業、文化観光資源保護普及啓発事業及び刊行物等の優先参加申込・案内

(寄附金の使途)

第 6 条 会員による寄附金は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員情報の保護)

第 7 条 本財団及び本財団職員は、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿（団体名・氏名、住所のすべてが記載されている媒体）は一切公開しない。

2 本財団は、会員にとって利益となると考えられる情報の提供の際に、会員名簿を使用することができる。但し、会員本人からの申し出があった場合には、申し出た会員の個人情報は除外することとする。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記日から施行する。